

令和5年度(2023年度) 伊丹市公募型 協働事業提案制度 募集要項

提案・応募書類提出締切：令和5年6月9日(金)
(2023年)

■制度説明・対策講座の実施

提案・応募を考えている方へ、
対策講座を実施します！

【日時】令和5年4月29日(土)
10時～11時半(予定)

【会場】スワンホール

【費用】無料(先着15名)

【主催】市民まちづくりプラザ

◆◇ 目 次 ◇◆

1 伊丹市公募型協働事業提案制度の概要	… 1ページ
I 市民提案型	… 4ページ
II 行政提案型	… 6ページ
2 令和5年度 行政提案テーマ	… 8ページ
3 協働のあり方	… 11 ページ
4 様式	… 13ページ



「協働」のまちづくりとは



伊丹市における「協働」のまちづくりとは、「市民自らの意思によって参画し、市民と市が相互の信頼関係に基づいて、それぞれ果たすべき役割と責任を分担し、補完し合い、協力して進めていく」ことであると、「伊丹市まちづくり基本条例」に定めています。

1 伊丹市公募型協働事業提案制度の概要

伊丹市公募型協働事業提案制度とは？

本制度は、伊丹市における公益的な事業に対し、市民活動団体等の経験や知識を活かし、団体と行政とが協働して取り組むことにより効果の上がる事業を公募する仕組みです。

この制度には、「市民提案型」と「行政提案型」の二種類があります。



市の地域課題が解決できる事業を提案したい！

⇒市民提案型

詳細は4ページへ



市が挙げた課題を解決する事業を応募したい！

⇒行政提案型

詳細は6ページへ

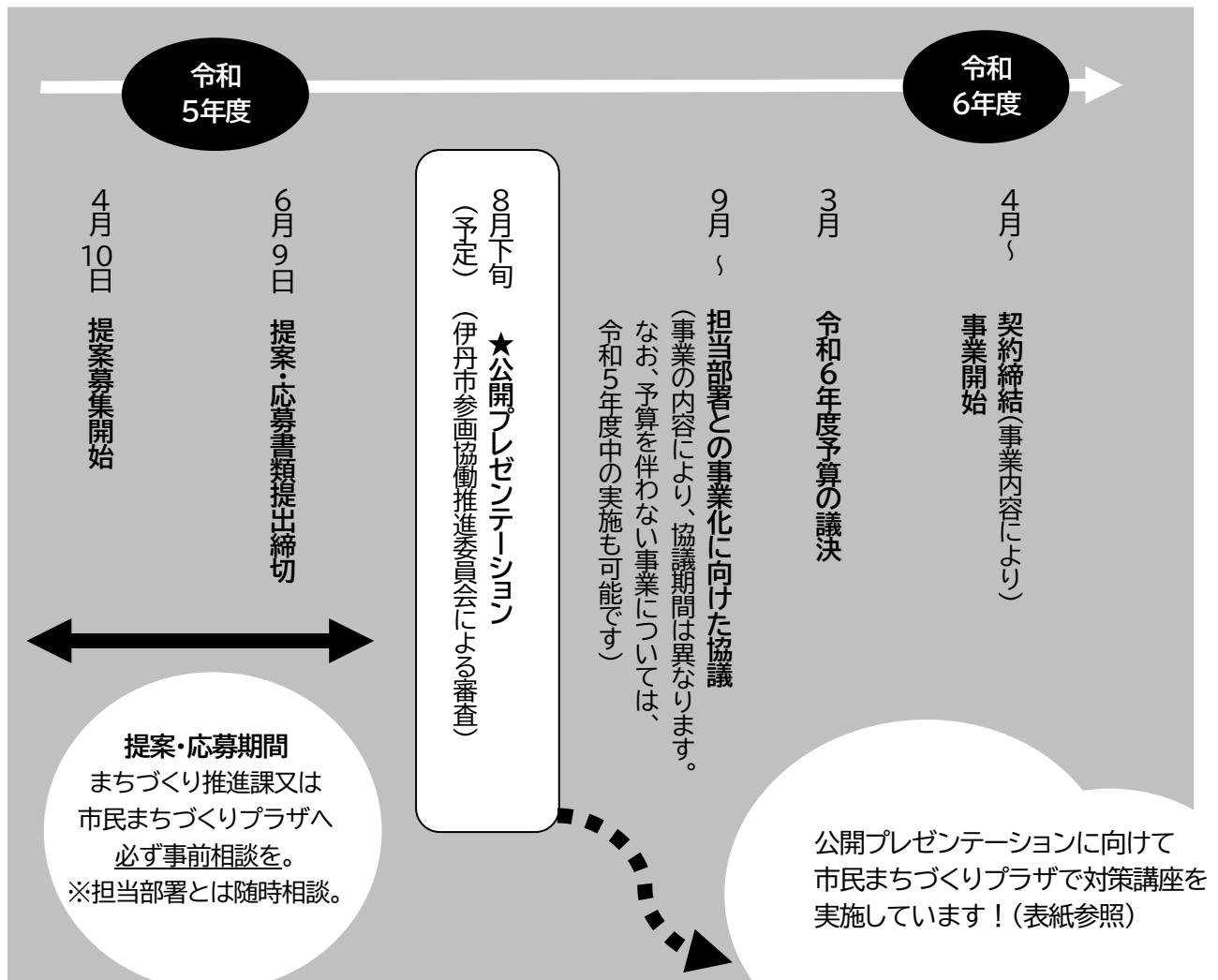
提案・応募のまえに・・・

提案・応募の際には、必ずまちづくり推進課又は市民まちづくりプラザにご相談ください。

提案・応募を検討されている事業の内容が市の課題と合致しているか等、ご相談いただく機会を設けています。担当部署とも必要に応じてご相談・情報共有ができるよう場を設定するため、締め切り直前よりも、前もってご相談いただくことをおすすめしています。



提案・応募から事業の実施までのイメージ



公開プレゼンテーションのようす

市民まちづくりプラザでは、対策講座のほか、プレゼン講座も実施する予定です。

開催時期は広報、まちづくり推進課及び市民まちづくりプラザホームページ等に掲載いたします。



◆◇ 令和4年度 採択事業 ◇◆

事業名	団体名	提案内容	担当課
災害時に命と尊厳を守って生き抜くための、「防災と男女共同参画」についての啓発と、防災女性リーダー育成 市民提案	NPO 法人 あなたらしくを サポート	男女共同参画の意識を持ち、防災・減災に対し自発的に動く意識と知識をもつ防災女性リーダーの育成及び地域のリーダーへ「女性の参画の必要性」を啓発する事業提案。	危機管理室/ 男女共同参画課
市内フードドライブ事業と連動した、食糧支援(フードシェアリング)活動の提案 ～アウトリーチ型の地域循環型セーフティネット構築を目指して～ 行政提案	ボランティアグループ 食deつながろ	市内こども食堂と連携した食支援の必要な方に無償で食品をお渡しする「フードシェアリング」の実施及びその認知度を上げる提案。フードシェアリングの実施を通じ、支援すべき人の新規発見など、アウトリーチ型の支援を目指す。	自立相談課

過去の採択された事業一覧は、まちづくり推進課ホームページに掲載しています。

事業実施のようすも、進捗状況として掲載しておりますので、ぜひご覧ください。



I 市民提案型

伊丹市における地域課題の解決や地域の活性化を目指す新たな事業、又はこれまで市が単独で実施してきた事業について、市民活動団体等ならではの視点から市に提案していただきます。

実施にあたっては提案団体が有する専門性や経験を活かし、企画から実施までのすべてのプロセスを市と協働で進めていきます。

◆◇提案できる団体◇◆

原則として次の①から④までの要件を満たす必要があります。

- ①伊丹市内に事務所、または伊丹市内での活動実績のある市民活動団体(※)、非営利の法人、事業者(個人での提案はできません)。
- ②団体の構成員が5人以上おり、責任の所在が明確であるとともに民主的な意思決定がなされること。
- ③団体の運営に関する規則(規約、会則、定款など、名称は問いません)があること。
- ④団体の運営に伊丹市が関与していない団体。議員が役員となっていない団体。

※ 市民活動団体は、地縁型団体・テーマ型団体などをさします。実行委員会や共同事業体なども含みます。

◆◇提案できる事業◇◆

原則として次の①から③までの要件を満たす必要があります。

- ①伊丹市内で実施する市民公益事業、又は伊丹市民が主たる担い手・参加者になる事業であること。
- ②団体と市とが協働することによって効果が上がる事業であること。
- ③伊丹市の総合計画に沿った事業であること。

注:地縁型団体(自治会・まちづくり協議会等)が提案される場合、その団体の活動区域内の住民に対象を限定する事業は、この制度の対象からのぞきます。

◆◇提案時に提出していただく書類◇◆

- ①伊丹市公募型協働事業「市民提案型」提案書(様式1)
- ②伊丹市公募型協働事業提案制度 事業実施計画書(別紙)
- ③団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類(任意書式)
- ④団体の事業計画書及び収支予算書(任意書式)
- ⑤前事業年度における団体の決算書(任意書式。本年度設立の団体は除く)
- ⑥これまでの活動内容を記載した書類(任意書式)

その他、必要に応じて書類のご提出をお願いすることがあります。

※①と②の様式は伊丹市のホームページからダウンロードできます。
詳しくは「伊丹市 協働事業提案制度」と検索してください。

◆◆提案から事業を実施するまでの流れ◆◆

①提 案 (提案締切:令和5年6月9日(金))

提案をお考えの団体は、原則
ご参加ください。

「公募型協働事業提案制度対策講座」(制度説明、申請書の書き方、事例紹介など)

開催日時:令和5年4月29日(土)10時~11時半

場 所:スワンホール(場所は裏表紙をご覧ください)

★ 注 意 事 項

提案書類を提出する際には、必ず事前に伊丹市役所まちづくり推進課又は市民まちづくりプラザにご相談ください。必要に応じ、担当部署と協議し、現在の市の取り組み状況などについて情報共有を行っていただきます。

提出にあたっては、提案書類に不備がないか確認しますので、必ず伊丹市役所まちづくり推進課に書類一式を直接、持参してください。

②庁内調整及び事前審査

提案された事業については、市の総合計画に沿っているか、事業内容や予算規模は市が協働事業として実施すべきものかどうかなど、庁内で確認及び調整を行い、市の意見を伊丹市参画協働推進委員会の委員へ伝えます。

委員は、その意見を踏まえ事前審査を実施し、その結果を参考意見として提案団体に伝えます。

③公開プレゼンテーション (令和5年8月下旬 開催予定)

提案団体は、公開で提案事業についてのプレゼンテーションと、伊丹市参画協働推進委員会の委員との質疑応答を行っていただきます。

伊丹市参画協働推進委員会は、プレゼンテーション及び質疑応答を通じ、公益性・協働性・実現性などの視点から、その事業を市との協働で進めるべきかについて審査し、市長に報告します。

④伊丹市の担当部署との事業化に向けた協議 (事業の内容により、協議期間は異なります)

公開プレゼンテーションにおける審査を経て、市との協働を進めるべきという判断をされた場合、提案団体は、事業の実施に向けて、役割や責任の分担、事業の実施方法・経費などについて、伊丹市の担当部署(事業内容によっては複数となることもあります)と調整していただきます。

協議結果は伊丹市参画協働推進委員会に報告します。

新規予算を伴う事業の場合は、市議会の議決が必要です。

⑤事業の実施 (事業の内容により、実施期間は異なります)

事業の内容によっては、実施前に伊丹市と契約を締結していただきます。仕様や契約内容等については、団体と市とで協議を経て決定します。

Ⅱ 行政提案型

伊丹市が、これまで単独で取り組んできた事業や地域における新たな課題の中で、市民活動団体等と共に実施した方が成果が上がると思われる事業について、市の示す行政提案に基づき、具体的な事業を提案し、協働で取り組んでいただける団体を募集します。

応募団体と市は事業の企画から実施まで協働で進めていきます。

行政からの提案内容は8ページ以降をご覧ください。

◆◇応募できる団体◇◆

原則として次の①から④までの要件を満たす必要があります。

- ①伊丹市内に事務所、または伊丹市内での活動実績のある市民活動団体(※)、非営利の法人、事業者(個人での応募はできません)。
- ②団体の構成員が5人以上おり、責任の所在が明確であるとともに民主的な意思決定がなされること。
- ③団体の運営に関する規則(規約、会則、定款など、名称は問いません)があること。
- ④団体の運営に伊丹市が関与していない団体。議員が役員となっていない団体。

※ 市民活動団体は、地縁型団体・テーマ型団体などをさします。実行委員会や共同事業体なども含みます。

◆◇応募時に提出していただく書類◇◆

- ①伊丹市公募型協働事業「行政提案型」応募用紙(様式2)
- ②伊丹市公募型協働事業提案制度 事業実施計画書(別紙)
- ③団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類(任意書式)
- ④団体の事業計画書及び収支予算書(任意書式)
- ⑤前事業年度における団体の決算書(任意書式。本年度設立の団体は除く)
- ⑥これまでの活動内容を記載した書類(任意書式)

その他、必要に応じて書類のご提出をお願いすることがあります。

※①と②の様式は伊丹市のホームページからダウンロードできます。

詳しくは「伊丹市 協働事業提案」と検索してください。

◆◆応募から事業を実施するまでの流れ◆◆

①応募 (応募締切:令和5年6月9日(金))

応募をお考えの団体は、原則
ご参加ください。

「公募型協働事業提案制度対策講座」(制度説明、申請書の書き方、事例紹介など)

開催日時:令和5年4月29日(土)10時~11時半

場 所:スワンホール(場所は裏表紙をご覧ください)

★ 注 意 事 項

応募書類を提出する際には、必ず事前に伊丹市役所まちづくり推進課又は市民まちづくりプラザにご相談ください。必要に応じ、担当部署と協議し、現在の市の取り組み状況などについて情報共有を行っていただきます。

提出にあたっては、提案書類に不備がないか確認しますので、必ず伊丹市役所まちづくり推進課に書類一式を直接、持参してください。

②庁内調整及び事前審査

応募された事業については、市の総合計画に沿っているか、事業内容や予算規模は市が協働事業として実施すべきものかどうかなど、庁内で確認及び調整を行い、市の意見を伊丹市参画協働推進委員会の委員へ伝えます。

委員は、その意見を踏まえ事前審査を実施し、その結果を参考意見として提案団体に伝えます。

③公開プレゼンテーション (令和5年8月下旬 開催予定)

応募団体は、公開で提案事業についてのプレゼンテーションと、伊丹市参画協働推進委員会の委員との質疑応答を行っていただきます。

伊丹市参画協働推進委員会は、プレゼンテーション及び質疑応答を通じ、公益性・協働性・実現性などの視点から、その事業を市との協働で進めるべきかについて審査し、市長に報告します。

④伊丹市の担当部署との事業化に向けた協議 (事業の内容により、協議期間は異なります)

公開プレゼンテーションにおける審査を経て、市との協働を進めるべきという判断をされた場合、応募団体は、事業の実施に向けて、役割や責任の分担、事業の実施方法・経費などについて、伊丹市の担当部署(事業内容によっては複数となることもあります)と調整していただきます。

協議結果は伊丹市参画協働推進委員会に報告します。

新規予算を伴う事業の場合は、市議会の議決が必要です。

⑤事業の実施 (事業の内容により、実施期間は異なります)

事業の内容によっては、実施前に伊丹市と契約を締結していただきます。仕様や契約内容等については、団体と市とで協議を経て決定します。

2 令和5年度 行政提案テーマ

① 財政基盤部 税務室 徴収課

市税の口座振替 普及啓発推進事業 …9

② 市民自治部 まちづくり室 まちづくり推進課

地域活動普及啓発推進事業 …10



「伊丹市公募型協働事業提案制度」(行政提案型)提案書

所 属	財政基盤部 税務室 徴収課	担当者 (内線)	宗廣 知樹(4630)
事業名	市税の口座振替 普及啓発推進事業		
1. この事業を提案した理由や社会的背景			
現在、伊丹市は兵庫県下において高い水準で市税徴収率を維持しているが、今後、現在以上の市税徴収率達成を目指すためには、納期内での納付を推進していく必要があると考えている。 伊丹市においては市税の納付方法として、①eL-TAX等を利用した電子納付、②納付書を利用した直接納付、③金融機関口座からの口座振替、の3種類があるが、その中で、③の金融機関口座からの口座振替に関しては、ほぼ確実に納期内納付が期待できることや、一度申し込みが完了すれば自動的に振替が行われ、納税者の納付の手間も削減できる等、納税者と市の双方にとってメリットの大きい納付方法であるため、徴収課としては口座振替の推進に取り組んでいる。			
2. 提案事業に関し、現在市で取り組んでいる事と、その課題			
現状、口座振替の推進に向けて、市税当初納税通知書への啓発チラシ同封や、市バスへの啓発ポスター掲示等、普及啓発に取り組んでおり、市税納付額全体に占める口座振替率は年々向上してはいるものの、微増に留まる傾向にある。普及啓発方法について頭打ちになっている面もあり、今後更なる口座振替の促進に向け、新たな啓発等の取り組みを講じていく必要がある。			
3. 事業の目的と協働により達成したい目標や成果			
本事業によって、市税納付方法としての口座振替のメリットを実感していただくことで、市税全体に占める口座振替率を向上させることが最たる目標である。併せて、普及啓発活動の中で、市税の重要性や滞納した場合のデメリット等を納税者及び協働相手である団体の方に認識していただくことで、納期内納付への意識の向上に繋げ、最終的に現在以上の徴収率の達成を目指していきたいと考えている。			
4. 市の役割・団体の役割として想定すること			
【団体の役割】 ・普及啓発グッズの提案及び作成(チラシ、ポスターデザイン、動画作成等) ・普及啓発の場の提供(団体の事業実施時等を想定) ・その他新たな普及啓発方法等に関する企画検討、立案、実施 【市の役割】 ・普及啓発グッズ作成に係る経費等の負担 ・普及啓発の場の提供に係る経費の負担(市公共施設使用料減免等) ・事業の広報、周知等			
5. 担当者からのメッセージ			
市税は市民の皆さんが安全・安心・快適な生活を過ごす上で、非常に重要な財源となる市の収入です。団体の方々の持つ豊富なノウハウを活かしながら協働させていただくことで、納税者、市の双方にメリットの大きい口座振替率の向上を推進し、安定的で公正な税財源の確保と実現し、最終的には伊丹市民の方々の市民生活の向上に繋げていきたいと考えておりますので、ぜひ、ご協力いただければと考えています。			

※ 市の役割・団体の役割につきましては、現在担当課において想定している内容です。
今後関係機関との協議の中で変更する可能性があります。

「伊丹市公募型協働事業提案制度」（行政提案型）提案書

所 属	市民自治部 まちづくり室 まちづくり推進課	担当者 (内線)	伊次 智哉 (4299)
事業名	地域活動普及啓発推進事業		
1. この事業を提案した理由や社会的背景			
少子高齢化や市民の価値観の複雑・多様化の進展に伴い、ライフスタイルの変化やコミュニティの希薄化が進行しており、行政が主導する地域のまちづくりの取り組みだけでは、多様化する地域課題への対応が困難になっている。引き続き、住みやすいまちとして未来につないでいくためには、市民が自分たちの地域の課題を認識・共有し、自らの意思で主体的に市政運営に参画し、協働のもとにまちづくりに取り組んでいく必要がある。			
2. 提案事業に関し、現在市で取り組んでいる事と、その課題			
無作為抽出の市民アンケート等の結果によると、地域活動への参加に関心がある市民が一定数いるものの、その多数が実際に地域活動に参加するまでに至らない状況となっている。こうした地域活動に関心のある市民が積極的に活動に参加できるよう、市民まちづくりプラザの講座や交流イベント、相談等を通じ、地域活動団体とのマッチングに取り組んでいる。しかしながら関心のある市民を活動につなげるためには、市内で活動する団体の活動状況を把握するとともに、市内事業者や学校園を含めた多様な手段により活動にアクセスできるよう幅広いチャンネルを確保する必要があると考えている。			
3. 事業の目的と協働により達成したい目標や成果			
地域に密着した中間支援体制の実現に向け、市及び市民まちづくりプラザと協働しつつ地域活動に関心がある市民や地域活動を行っている団体の発掘、活動紹介、事業者や学校園との関係構築など、総合的なコーディネートに向けた情報収集などに取り組むことにより、本市における地域活動の実態把握と活動ノウハウの獲得、コーディネート力の育成を図り、将来的な中間支援体制の維持とプラットフォームの構築、人材の育成に取り組むもの。 ※中間支援とは、行政と地域の間に立って、社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援すること。			
4. 市の役割・団体の役割として想定すること			
【団体の役割】 ・地域活動の普及啓発、地域活動団体の発掘及び市民まちづくりプラザへの接続 ・地域活動に関心のある市民や仕掛人に意欲のある市民を集めるイベントの企画・実施 ・その他新たな推進方法等に関する企画検討、立案、実施 【市の役割】 ・調査、普及啓発に係る経費等の負担 ・会場使用に係る経費の負担（市公共施設使用料減免等） ・事業の広報、周知等			
5. 担当者からのメッセージ			
地域が抱える課題を解決し、住みやすいまちを未来につないでいくためには、地域活動に関わる市民の力が必要不可欠です。地域のつながりづくりに協力したい、さまざまな活動に取り組む地域活動団体と連携したい、一緒に地域のために何かやってみたい、おもしろいことをしてみたいという団体・グループからの提案をお待ちしています。			

※ 市の役割・団体の役割につきましては、現在担当課において想定している内容です。
今後関係機関との協議の中で変更する可能性があります。

3 協働のあり方

伊丹市の「協働」のあり方は、伊丹市まちづくり基本条例第2条の基本理念(下記参照)に示されています。実際に市民と市が協働して地域の課題解決に取り組むにあたっては、より具体的なルールを市民と市で共有しておく必要があります。

(基本理念)

第2条 まちづくりは、市民が自らの意思によって参画し、市民と市が相互の信頼関係に基づいて、それぞれが果たすべき役割と責任を分担し、補完し合い、協力して進めなければならない。

(「伊丹市まちづくり基本条例」より)

◆◇協働のルール◇◆

協働で事業を実施するためには、次のルールに基づいて団体と行政の協働が行われているかを常にチェックしながら、進めることが大切です。

1. 目的の共有

団体と市は、達成しようとする目的を共有し、お互いの役割や責任分担を明らかにすることが大切です。

2. 相互理解

協働を実施するにあたっては、団体と市は相手の特長や違い、それぞれの立場を理解するよう努めることが不可欠です。

3. 相互変革

相手を理解した上で、目的を達成するために、もっとよい考え方や方法がある場合には、柔軟に対応することが大切です。これまでのやり方に固執することなく、お互いの影響によって、双方がより良く変わることを受け入れる姿勢を持つ必要があります。

4. 対等性の確保

協働を実施するにあたって、団体と市は下請けや従属といった上下関係ではなく、対等の関係を築くことによって、活発で建設的な意見交換が可能になると考えられます。

5. 自主性・自立性の尊重

協働を実施するにあたっては、団体と市はお互いの自主性を尊重しなければなりません。また、相互が依存関係に陥らないよう留意し、自立性を確立できる方向で実施することが大切です。

6. 情報共有と検証の実施

団体と市は情報を共有しながら協働を進める必要があります。また、ルールにあわせて協働が行われているかを検証してその結果を公表し、透明性を確保することが必要です。

◆◇協働の担い手◇◆

多様な担い手が協働することで、きめ細かく、質の高い公共サービスの提供が期待されるとともに、まちづくりの課題を市民と市で共有し、ともに解決策を探ることが可能になります。

公募型協働事業提案制度は、本市における公益的な事業に対し、市民活動団体等の経験や知識を活かし、団体と市とが協働して取り組むことにより効果の上がる事業を公募するものであることから、提案・応募できる協働の担い手は団体に限定しています。

提案・応募できる団体は「市民提案型」「行政提案型」それぞれの募集要項のページをご覧ください。

◆◇協働のかたちとその範囲◇◆

協働によって行う事業には、主として次のようなかたちが考えられます。

事業の目的や内容、期待される効果、相手の特性によって最もふさわしい形態を選ぶことが大切です。

1. 後援

協働相手(団体)が主体的に行う事業に対し、伊丹市の後援名義使用を承認して、信用を付与することで事業の支援をします。実施の責任は主として主催者(団体)にあります。

2. 補助・助成

協働相手(団体)が主体的に行う事業に対して、市が財政的な支援を行うことです。実施の責任は主として主催者(団体)にあります。留意事項として、プロセスやお金の使途などの透明性や事業効果についての検証、公開の場を確保する必要があります。また、団体の自立性を損なわないような補助や助成を行うことも大切です。

3. 共催

協働相手(団体)と市が共に主催者となって、ひとつの事業をともに実施することです。互いが企画の段階から、熟議を重ね、役割分担や責任の所在、経費負担、成果の帰属などを明確にして実施する必要があります。

4. 委託

市の事業の実施を、協働相手(団体)に委託することです。協働事業としての委託の場合は、実施方法などについて、相手の意見を参考にするといい、相手の特性を活かせるような配慮が必要となります。事業についての最終的な責任と成果は委託者である市にあります。

5. 事業への協力

協働相手(団体)または市が主体として実施する事業について、1～4の形態以外で、協力し合って行うことです。ある事業について、協力団体を互いに紹介するコーディネートや、情報提供、広報協力など多様な協力方法が考えられます。

市民(団体)と市との協働の範囲(B～D)

A	B	C	D	E
市民が自主的、自発的に行動する範囲	市民主導の活動で行政の協力が必要な範囲	市民と行政が連携・協力して事業を行う範囲	行政主導の活動で市民参加を求める範囲	行政が自らの責任で処理していく範囲
例) 地域の行事、個人・団体による自立的活動、団体同士の協働事業など	例) 市の補助や助成を受けた事業、市の後援事業、市民・団体の事業への市の協力など	例) 共催で行う事業など	例) 市の事業の委託。市の事業への団体の協力など	例) 都市基盤整備事業、施設整備事業、許認可、行政処分など

提案事業の実現に向けて話し合いを進める中で、パートナーとしての関係をしっかりと築いて、一緒に事業をつくり上げていきましょう！



4 様 式

様式1) 伊丹市公募型協働事業「市民提案型」提案書 …… 14ページ

様式2) 伊丹市公募型協働事業「行政提案型」応募用紙 …… 15ページ

別紙) 伊丹市公募型協働事業提案制度 事業実施計画書 …… 16ページ



(あて先)
伊 丹 市 長 様

(提案者)

団体名
代表者の名前

令和 年度 伊丹市公募型協働事業「市民提案型」提案書

下記のとおり、提案します。なお、募集要項に掲げる提案団体・提案事業の要件を満たすとともに、添付書類の内容が事実と相違ないことを申し添えます。

記

1 提案事業名

2 提案事業の内容

「事業実施計画書」のとおり

3 団体について

ふりがな 団体名					
代表者の ふりがな 役職名・名前					
主たる事務所所在地 (代表者住所)	〒				
電話			ファクス		
電子メール			ホームページ		
設立年月	年 月		構成員数	人	
担当者の ふりがな 役職名・名前					
事業担当者連絡先(上記の「主たる事務所所在地(代表者住所)」と異なる場合ご記入ください。)					
氏名			住所	〒	
電話		ファクス		電子メール	

【添付書類一覧】

- (1) 事業実施計画書(別紙)
- (2) 団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (3) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (4) 前事業年度における団体の決算書(本年度設立の団体は除く)
- (5) これまでの活動内容を記載した書類

(あて先)
伊 丹 市 長 様

(提案者)

団体名
代表者の名前

令和 年度 伊丹市公募型協働事業「行政提案型」応募用紙

下記のとおり、応募します。なお、募集要項に掲げる応募団体の要件を満たすとともに、添付書類の内容が事実と相違ないことを申し添えます。

記

1 応募事業テーマ名

2 応募事業名

3 応募事業の内容 「事業実施計画書」のとおり

4 団体について

ふりがな 団体名					
代表者の 役職名・名前 ふりがな					
主たる事務所所在地 (代表者住所)		〒			
電話			ファクス		
電子メール			ホームページ		
設立年月	年 月		構成員数	人	
担当者の 役職名・名前 ふりがな					
事業担当者連絡先(上記の「主たる事務所所在地(代表者住所)」と異なる場合ご記入ください。)					
氏名			住所	〒	
電話			ファクス		電子メール

【添付書類一覧】

- (1) 事業実施計画書(別紙)
- (2) 団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (3) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (4) 前事業年度における団体の決算書(本年度設立の団体は除く)
- (5) これまでの活動内容を記載した書類

伊丹市公募型協働事業提案制度 事業実施計画書

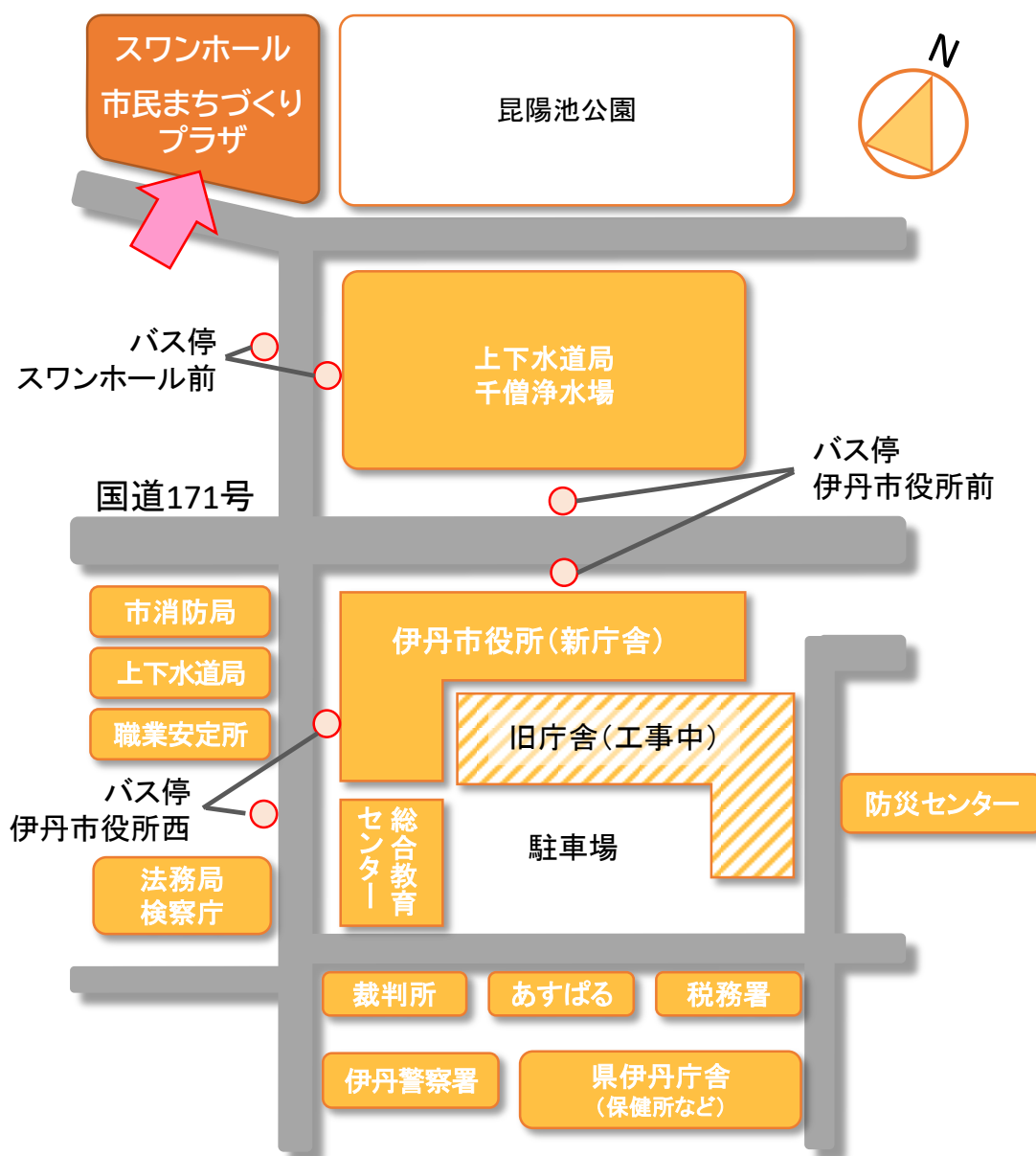
(1) 事業名称(目的や内容をイメージしやすい内容で)
(2) 事業目的(箇条書きでも文章でも可)
(3) 具体的な事業内容(事業対象者、実施予定場所等についてお書き下さい)
(4) 提案する協働事業における各主体の役割(箇条書きでも文章でも可)
①貴団体の役割
②市の役割
③その他

(別紙)

(5) 事業実施スケジュール(時期は年度など、実施内容は箇条書きでも文章でも可)		
時期	実施内容	

(6) 事業実施に必要と想定される経費(現時点で可能な範囲でお書き下さい)		
経費の名称	金額	資金の調達方法(調達先)
	※小計、合計金額 もご記入下さい。	

市民まちづくりプラザのご案内



■提案のご相談・お問い合わせ先

伊丹市 市民自治部 まちづくり推進課

伊丹市千僧1丁目1番地(伊丹市役所1階)

電話 072-780-3533

伊丹市立市民まちづくりプラザ

伊丹市昆陽池2丁目1番(スワンホール1階)

電話 072-780-1234